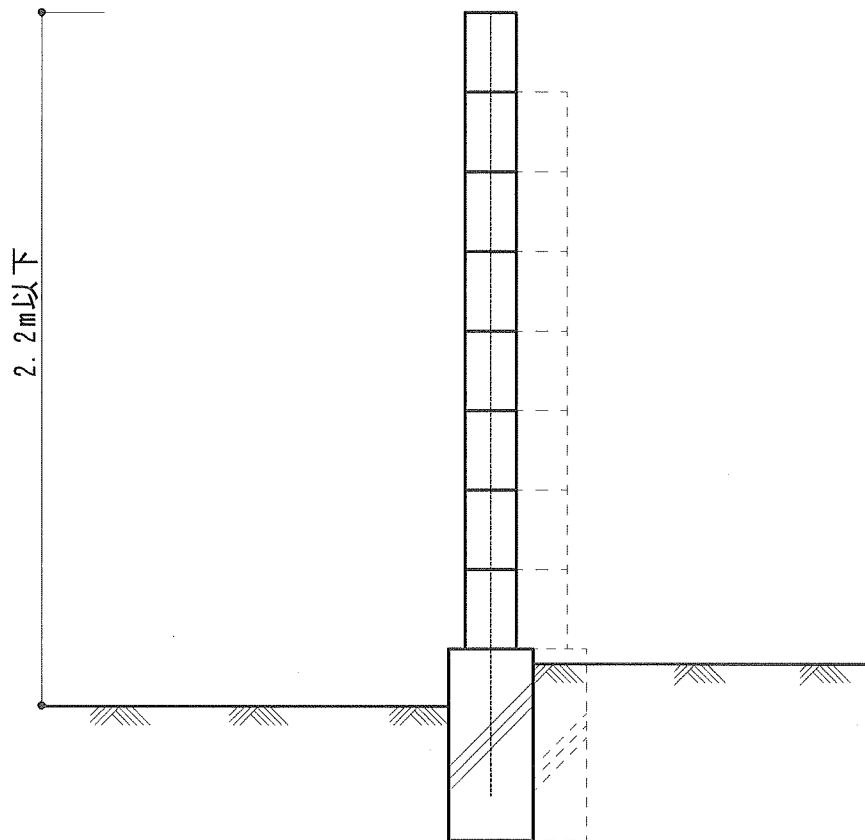


事 項	コンクリートブロック塀 高さの取扱い①	関 係	法第20条
020-01		条 文 等	令第62条の8

コンクリートブロック塀の高さは、次のとおり取扱うものとする。なお、建築物の上部などに設置するコンクリートブロック塀の取扱いについては、個別に判断を要する。

(1) 地盤に段差がある場合



〔考え方・解説〕

1. コンクリートブロック塀の両側で地盤面に差がある場合は、低い方の地盤面から測定すること。

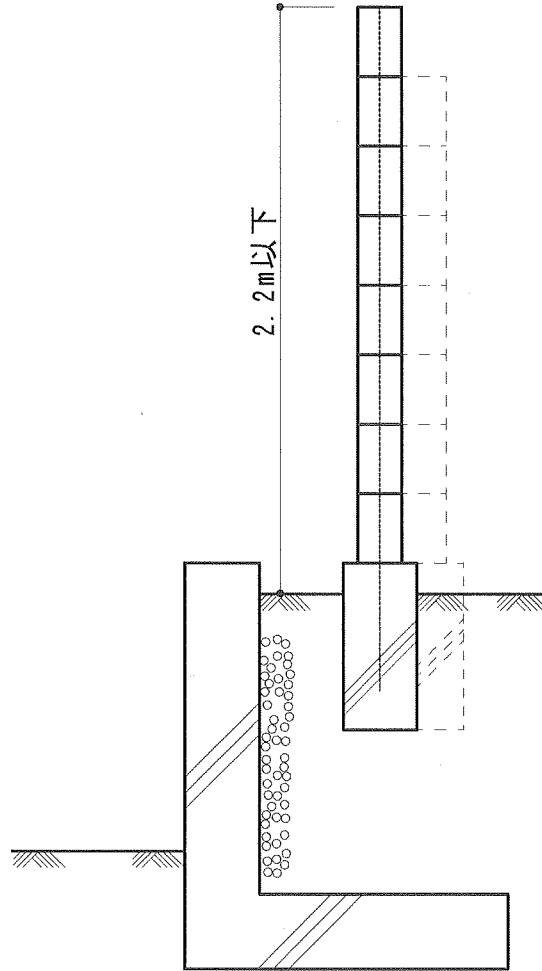
〔備 考〕
(関連告示等)

日本建築学会 ブロック塀施工マニュアル
日本建築学会 壁式構造関係設計基準集・同解説

2018.7作成

事 項	コンクリートブロック塀 高さの取扱い②	関 係 条文等	法第20条 令第62条の8
020-02			

(2) 県条例第2条において安全上支障がない擁壁の場合



擁壁の上部地盤面付近に設けられるもの

〔考え方・解説〕

1. コンクリートブロック塀基礎は、擁壁の排水に支障がないよう設けること。

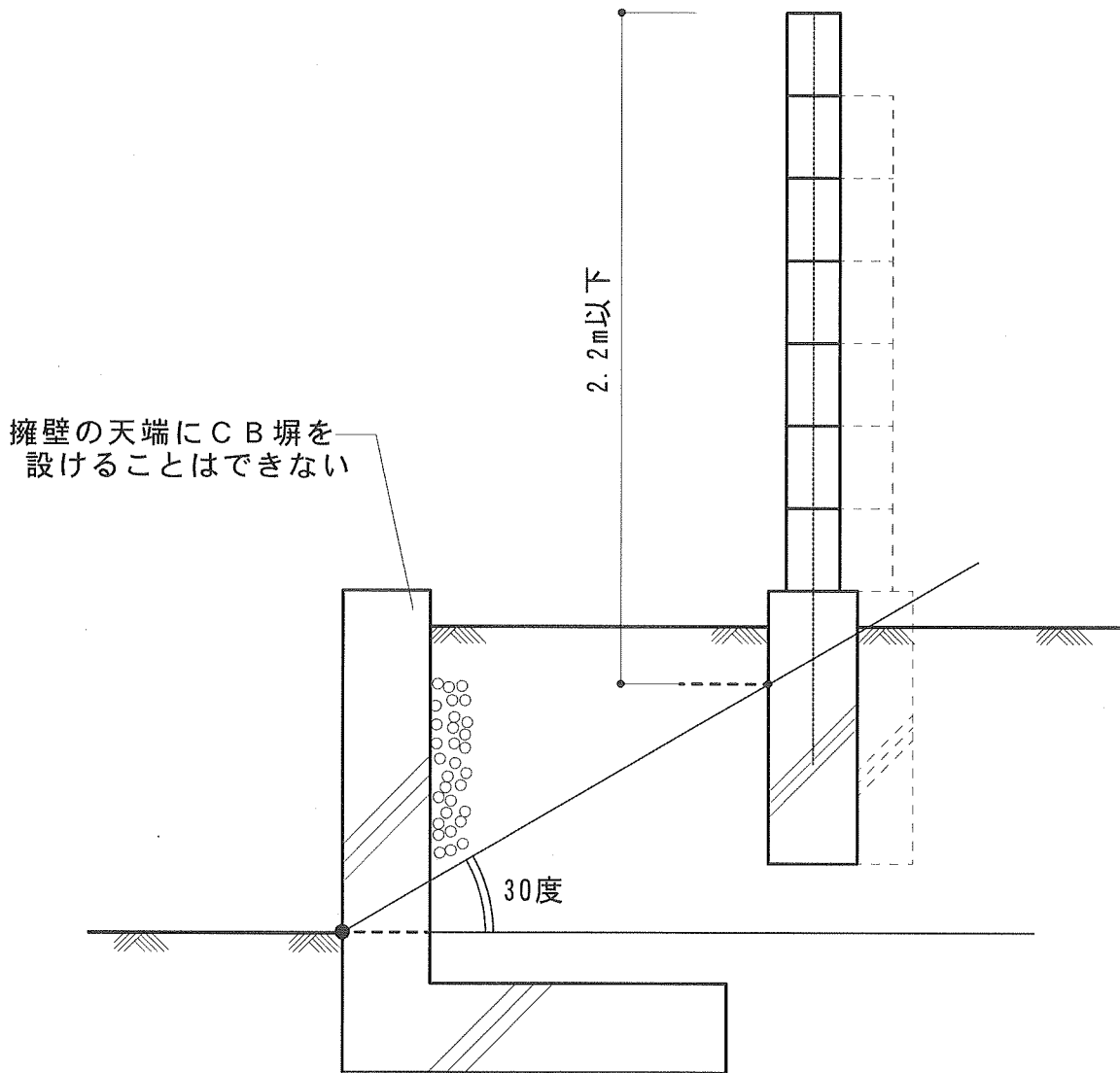
〔備 考〕
(関連告示等)

日本建築学会 ブロック塀施工マニュアル
日本建築学会 壁式構造関係設計基準集・同解説

2018.7作成

事 項	コンクリートブロック塀 高さの取扱い③	関 係 条 文 等	法第20条 令第62条の8
020-03			

(3) 県条例第2条において安全が確かめられない擁壁の場合



〔考え方・解説〕

1. 擁壁の安息角30度とコンクリートブロック塀基礎の交点から測定すること。
2. 擁壁下に建築物を建築する場合は、擁壁及びコンクリートブロック塀の転倒の影響を考慮すること。
3. コンクリートブロック塀の基礎は、擁壁の排水に支障がないよう設けること。

〔備 考〕
(関連告示・図解等)

2018.7作成